



2019.11.15

＊お知らせ＊

児童発達支援事業所 童夢では、2019年11月1日より

特定処遇改善加算Ⅱを取得させて頂きました。

特定処遇改善加算は、今年（2019年）10月から始まった消費税率引き上げに伴う増収分を財源として、（従前の【介護職員処遇改善加算】Ⅰ-Ⅲを取得している介護サービス事業所・施設（以下、介護事業所等）において、おもに「勤続10年以上の職員」の処遇改善を行うための原資を提供するものです。（各介護事業所等の判断で「それ以外の職員」（介護職員、介護職員以外）の処遇改善にも柔軟に充てることなども可能）

≪厚生労働省及びGEMMED<https://gemmed.ghc-j.com/?p=27600>より引用≫

童夢では、介護職員処遇改善加算の職場環境等要件における「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」「その他」のそれぞれ1項目以上の実施を行っていく所存でございます。

① 資質の向上

- ◇ 働きながら資格の取得を目指す者に対する実務者研修受講支援やより専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する研修受講支援（内容一部抜粋）
- ◇ その他、（保育士資格の取得を目指す者に対して保育士試験受講料を会社が全額負担する。）

② 労働環境・処遇の改善

- ◇ 子育てとの両立を目指す者の為の育児休業制度の充実、事業所内保育施設の整備
- ◇ ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善
- ◇ 事故・トラブルへの対応マニュアルなどの作成による責任の所存の明確化
- ◇ 健康診断・心の健康等の健康管理面の強化、職員休憩室、分煙スペースなどの整備

③ その他

- ◇ 非正規職員から正規職員への転換
- ◇ 地域の児童・生徒や住民との交流による地域包括ケアの一員としてのモチベーションの向上
- ◇ 職員の増員による業務負担の軽減